

■博士後期課程

<1>研究および履修方法

【2021年度以降の入学生】

(1) 「研究計画書」と「研究状況報告書」について

1年次生は5月30日（土）までに「研究計画書」を、また2年次生以上は4月30日（木）までに「研究状況報告書」を、指導教授を経由して研究科委員会に提出しなければなりません。詳細は2月頃 Cplus にてお知らせしますので、必ず確認の上、期日までに提出してください。

(2) 主分野について

商学研究科では、授与する学位に基づく研究教育体制のため、前期課程・後期課程一貫して講義科目を学位（博士課程）ごとに5つの分野（経営学、会計学、商業学、経済学、金融学）に分けています。

新入生は全員、「指導教授届」（4月9日（木）締切）と共に、「主分野選択届」を提出してください。主分野の選択にあたっては、自身の研究計画について指導教授とよく相談の上、決定してください。原則として、決定した分野は変更することができません。

(3) 科目の履修および修了に必要な単位数について

1) 修了に必要な単位数について

修了するためには14単位の修得が必要になります。

2) 必修科目・単位数について

「特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から、主分野の科目12単位を選択必修とします。

さらに、指導教授以外が担当する「特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」または「研究セミナーⅢ・Ⅳ」から2単位を選択必修とします。

(4) 「特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の配当年次について

「特殊研究Ⅰ」は1年次、「特殊研究Ⅱ」は2年次、「特殊研究Ⅲ」は3年次配当科目になります。

「特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」から、主分野の科目12単位を修得することが修了要件となります。

【2020年度以前の入学生】

(1) 「研究計画書」と「研究状況報告書」について

1年次生は5月30日（土）までに「研究計画書」を、また2年次生以上は4月30日（木）までに「研究状況報告書」を、指導教授を経由して研究科委員会に提出しなければなりません。

(2) 修了必修単位数について

修了するためには、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（計12単位）」を履修していることが必要になります。ただし、優れた業績を上げ、1年次ないし2年次に博士学位請求論文を提出する場合は、当該年次までの「特殊研究」を履修し、その単位を修得することが求められます。

(3) 「特殊研究」の配当年次について

「特殊研究Ⅰ」は1年次、「特殊研究Ⅱ」は2年次、「特殊研究Ⅲ」は3年次配当科目になります。

【共通】

<2> 学位申請者事前指導・審査委員会について

商学研究科では、博士学位論文の質的向上、ならびに学位審査の適切性を担保することを目的とし、博士学位請求論文を提出する前に、事前指導・審査委員会の指導を経ることとしています。2026年度内に博士学位の取得を目指す方は、申請の要件を確認し、指導教授と相談の上、**6月までに**事前指導の申請手続きを行うようにしてください（6月を過ぎると年度内学位取得が難しい場合があります）。なお、申請後は、3～6ヶ月間の事前指導・審査を受け、事前指導・審査委員が参加する学位請求最終報告会（公開）で発表し、博士学位請求論文の提出可否の判定を受けることになります。

学位申請者事前指導・審査委員会申請要件など

1) 以下①～③の要件を満たすこと

①研究論文が3本以上あること。

②査読付論文が1本以上あること。

③以下（ア）～（カ）において、合計7ポイント以上であること。

（ア）国際的に評価されたトップジャーナル（クラリベイト・アナリティクス社の Social Science Citation Index (SSCI) などにランキングされているジャーナルなど）に受理された査読論文
*査読論文1本につき5ポイント

（イ）日本学術会議登録団体としての学会、または（ア）に準ずる学会・機関の研究論文誌に受理された査読論文
*査読論文1本につき3ポイント

（ウ）学内の企業研究所の『企業研究』、商学部の『商学論纂』、大学院の『大学院研究年報』などに掲載された査読付論文、または日本学術会議登録団体に準ずる学会・機関の研究論文誌に受理された査読付論文
*査読論文1本につき2ポイント

（エ）その他、学内外の学術雑誌に掲載された論文、企業研究所「Working Paper Series」に掲載された論文等、専門書の1章を担当した分担執筆等
*論文1本・専門書担当1章につき1ポイント

（オ）日本学術会議登録団体としての学会およびそれに準ずる学会・機関、または（ア）に該当するジャーナルの発行学会・機関などにおける学会発表
*学会発表1回につき2ポイント

（カ）（オ）以外の学会において学会発表、商学研究科院生研究報告会における研究報告、（オ）に該当する学会・機関などにおけるポスター発表
*学会発表・研究報告・ポスター発表1回につき1ポイント

備考

①学会発表と同じ論題を論文に執筆したものも含めることができる。

②未刊の論文については、掲載が確定していることが証明できる書類の提出をもって含めることができる。

③論文の共同執筆、学会発表の共同発表の場合は、上のポイントを執筆者数・発表者数で除したもので換算する。

2) 事前指導・審査のための申請は、事前指導・審査申請書（様式-1）、研究の概要書（研究主題、先行研究との関係、研究方法など）（様式-2）、博士学位請求論文の要旨（10枚程度）を5部添えて、研究科委員長に申請する。

3) 研究科委員会において学位論文として取りまとめることが妥当であると判断した場合は、指導教授を含む4人以上の委員を選任して事前指導・審査委員会を設置する。申請論文としての取りまとめは、少なくとも3ヶ月以上、6ヶ月以内とする。取りまとめ期間内に原則として5回以上の事前指導・審査委員会を開催する。

4) 年度内での学位授与を希望する場合、またその他詳細については、必ず事前に大学院事務室商学研究科担当に確認すること。

<3> 博士学位請求論文

(1) 博士学位請求論文の提出が可能になるための条件など

- 1) 博士後期課程在学中（休学者を除く）の方で 3 年以上在学している者（学位請求該年度の在学期間を含む）。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 「<1>履修・研究方法について」で定められた履修すべき単位（12 単位）を取得していること（学位請求該年度の修得見込を含む）。
- 3) 学位申請者事前指導・審査委員会を経て、学位申請最終報告会（公開）で発表を行い、博士学位請求申請の許可を受けた者（学位申請者事前指導・審査委員会の詳細については、前項を参照すること）。
- 4) 指導教授により、当該論文が大学の定めた方法で剽窃等がないかの確認を受けていること。

(2) 申請書類等

博士学位申請書（所定様式）、履歴書 4 部（所定書式。原本他に複写 3 部）、博士学位請求論文 4 部、博士学位請求論文要旨 4 部（審査委員が、4 名以上となる場合には、学位論文等を追加提出してもらい場合があります）、博士論文のインターネット公表（中央大学学術リポジトリ掲載）および複写請求に関する確認書

注）博士学位請求論文及び博士学位請求論文要旨は、任意書式となり、ページ制限等もありません。指導教授と相談のうえ、作成してください。

(3) 申請時期

(1) の条件が整えば、随時申請可能です。ただし、博士学位請求論文を提出した年度内での博士学位授与を希望される場合は、審査期間との関係から、該年度の 12 月末までの提出をお勧めします。詳細は Web サイト「文系大学院掲示板」（学位）に掲載します。

(4) 審査過程

博士学位請求論文は、商学研究科委員会のもと以下のとおり審査します。なお、博士学位論文の審査および最終試験は、「商学研究科博士学位審査に関する取扱要領」（44 頁）に基づき行われます。

- 1) 博士学位請求論文の審査委員選出（主査 1 名、副査 2 名以上。論文内容により、他大学などの研究者が審査委員になる場合もあり）
- 2) 審査委員による論文審査
- 3) 審査委員による口頭試問形式の最終試験
- 4) 商学研究科委員会において審査・審議のうえ、投票により博士学位授与を決定

(5) 学位授与の時期

学位授与の時期は、原則として年度末である 3 月下旬に行われます。なお、場合により 7 月下旬または 8 月上旬に行われる場合もあります。

(6) 学位授与後の博士論文の取り扱い

学位授与後、博士論文は、本学学術リポジトリを利用してインターネット公表されます。また、国立国会図書館には電子版が、また本学図書館には上製本が収蔵され、広く一般に公開されます。そのため、原則、学位授与日に、本学図書館に収蔵するための博士学位論文 1 冊と国立国会図書館に収蔵するための当該論文の「全文」の電子データを大学院事務室に提出していただきます。なお、両図書館等において、上製本に対する複写請求などがあった場合には、著作権法上の範囲内（論文総ページ数の 2 分の 1 以下）での複写が許可されます。この範囲を超えての複写については、執筆者の許可の有無によります。そのため、予めこの著作権法上の範囲を超える執筆についての許可の有無をお伺いし、後日の複写許諾請求時の時々において、大学院事務室及び本学図書館が複写許諾請求者からの問い合わせに対応できるようにします。

(7) その他

最終在学年次である 6 年次生として在学する年度の 3 月までに、博士学位申請を行った場合は、審査のうえ、翌年度中に博士学位が授与される場合があります。この場合、3 月末日をもって、退学申請を提出した方（退学届を提出せず除籍者となった者は除く）は満期退学の取り扱いとなりますが、審査の結果、博士学位が授与された場合、3 月末日にさかのぼり、博士後期課程修了の取り扱いとなります。なお、学位授与日については、博士学位授与日となります。

[博士学位授与までの流れ]

